

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）<u>第4条第1項から第5項までの規定に基づき認定を受けた者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(4) <u>伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画又は同法第10条第3項に規定する認定活性化計画（以下「認定振興計画等」という。）に基づき事業を実施する者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画（以下「中小企業承認事業計画」という。）に基づき事業を実施する者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> | <p>(事業計画の認定等)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業に着手する前に、別に定める様式による中小企業高度化事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、認定を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）<u>第4条第1項から第3項までの規定に基づき認定を受けた者</u>にあつては、その事実を証する書類</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>（東日本大震災により被害を受けた事業用施設に係る災害復旧貸付けの特例）</u></p> <p><u>4 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた事業用施設に係る別表第2の4の項の貸付金の額の適用については、第4条第4項中「3年」とあるのは「5年」と、別表第2の4の項中「100分の90以内」とあるのは「100分の</u></p> |

99以内又は施設の整備資金から10万円を控除した額」とする。

別表第1（第4条関係）

| 貸付対象事業 | | 貸付金 の額 | 貸付利 率 |
|-------------------|---|-------------------|--------------------|
| 名 称 | 内 容 | | |
| [略] | | | |
| 5 [略] | [略] | | |
| 6 連鎖 化事業 | 政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するもの あって、知事が適当と認めるもの | 100分 の80以 内 | 年1.05 パーセ ント |
| 7 [略] | [略] | | |
| 8 経営 改革事 業 | 政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、又は省令第31条第1項第3号の基準に適合し、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の経営の抜本的な改善を図るもの (特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。）が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取り予約付きで貸貸するものを含む。）であつて、知事が適当と認めるもの | 100分 の80以 内 | 年1.05 パーセ ント |
| 9 [略] | [略] | | |
| 10 企業 合同事 業 | 政令第2条第1項第2号ハ若しくはニに掲げる事業のうち省令第30条第1項第2号から第6号まで若しくは第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第2条第1項第2号ホに掲げ | [略] | [略] |

別表第1（第4条関係）

| 貸付対象事業 | | 貸付金 の額 | 貸付利 率 |
|------------------|---|-----------|----------|
| 名 称 | 内 容 | | |
| [略] | | | |
| 5 [略] | [略] | | |
| 6 [略] | [略] | | |
| 7 [略] | [略] | | |
| 8 企業 合同事 行 | 政令第2条第1項第2号ハ若しくはホに掲げる事業のうち省令第30条第1項第2号から第6号まで若しくは第31条第1項第4号から第8号までの基準に適合するもの又は政令第2条第1項第2号ホに掲げ | [略] | [略] |

| | | | |
|---------------------------|--|-----|-----|
| | る事業であって、知事が適当と認めるもの | | |
| <u>11</u> [略] | [略] | | |
| <u>12</u> [略] | [略] | | |
| <u>13</u> [略] | [略] | | |
| <u>14</u> [略] | [略] | | |
| <u>15</u> 地域産業創造基盤整備活性化事業 | 過去に <u>13</u> の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの | [略] | [略] |
| <u>16</u> 商店街整備等活性化支援事業 | 過去に <u>14</u> の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの | [略] | [略] |

別表第2（第4条関係）

| 貸付けの種類 | | 貸付金の額 | 貸付利率 |
|-------------|---|-------|------|
| 名称 | 内容 | | |
| 1 小規模事業者貸付け | 別表第1の <u>11</u> の項又は <u>12</u> の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）のみが使用する施設に係るもの | [略] | [略] |
| 2 広域貸付け | 別表第1の <u>6</u> の項、 <u>7</u> の項又は <u>9</u> の項から <u>11</u> の項までに掲 | [略] | [略] |

| | | | |
|---------------------------|--|-----|-----|
| | る事業であって、知事が適当と認めるもの | | |
| <u>9</u> [略] | [略] | | |
| <u>10</u> [略] | [略] | | |
| <u>11</u> [略] | [略] | | |
| <u>12</u> [略] | [略] | | |
| <u>13</u> 地域産業創造基盤整備活性化事業 | 過去に <u>11</u> の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの | [略] | [略] |
| <u>14</u> 商店街整備等活性化支援事業 | 過去に <u>12</u> の項に掲げる事業を行った特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって、知事が適当と認めるもの | [略] | [略] |

別表第2（第4条関係）

| 貸付けの種類 | | 貸付金の額 | 貸付利率 |
|-------------|--|-------|------|
| 名称 | 内容 | | |
| 1 小規模事業者貸付け | 別表第1の <u>9</u> の項又は <u>10</u> の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）のみが使用する施設に係るもの | [略] | [略] |
| 2 広域貸付け | 別表第1の <u>6</u> の項から <u>9</u> の項までに掲げる事業のうち、当 | [略] | [略] |

| | | | |
|------------|--|-----|-----|
| | げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの | | |
| 3 施設再整備貸付け | 次のいずれかに該当するもの (1) 過去に別表第1の <u>1</u> の項から12の項までに掲げる事業のうちいずれかを行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係るもの (2) 別表第1の <u>11</u> の項に掲げる事業を行った事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同項の事業として行う空き区画等の再整備に係るもの | [略] | [略] |
| [略] | | | |

別表第3（第4条関係）

| 要件 |
|---|
| [略] |
| 2 別表第1の <u>7</u> の項又は <u>11</u> の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの |
| 3 別表第1の <u>8</u> の項に掲げる事業であって、認定振興計画等に基づき実施する事業又は中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け |
| 4 別表第1の <u>11</u> の項又は <u>12</u> の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの |
| 5 別表第1の <u>1</u> の項から <u>5</u> の項まで、 <u>7</u> の項、 <u>8</u> の項、 <u>11</u> の項又は <u>12</u> の項に掲げる事業のうち災害の発生を未 |

| | | | |
|------------|--|-----|-----|
| | 該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるもの | | |
| 3 施設再整備貸付け | 次のいずれかに該当するもの (1) 過去に別表第1の <u>1</u> の項から <u>10</u> の項までに掲げる事業のうちいずれかを行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係るもの (2) 別表第1の <u>9</u> の項に掲げる事業を行った事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同項の事業として行う空き区画等の再整備に係るもの | [略] | [略] |
| [略] | | | |

別表第3（第4条関係）

| 要件 |
|--|
| [略] |
| 2 別表第1の <u>6</u> の項又は <u>9</u> の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源若しくは省エネルギーに資する共同施設に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの |
| 3 別表第1の <u>9</u> の項又は <u>10</u> の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設の整備に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの |
| 4 別表第1の <u>1</u> の項から <u>6</u> の項まで、 <u>9</u> の項又は <u>10</u> の項に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又 |

然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

6 別表第1の7の項又は12の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

7 別表第1の11の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

8 [略]

9 別表第1の8の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

10 別表第1の6の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

11 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

12 別表第1の4の項、5の項、7の項、10の項、11の項又は12の項に掲げる事業（5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

13 別表第1の7の項、8の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

14 別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業（7の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

15 別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げ

は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

5 別表第1の6の項又は10の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

6 別表第1の9の項に掲げる事業のうち小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

7 [略]

8 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業のうち改善認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

9 別表第1の4の項から6の項まで又は8の項から10の項に掲げる事業（5の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

10 別表第1の6の項又は9の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの

11 別表第1の5の項、6の項、9の項又は10の項に掲げる事業（6の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体が行うものに限る。）のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

12 別表第1の1の項又は5の項から9の項までに掲げ

| | |
|---|--|
| <p>る事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p> | <p>る事業のうち承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p> |
| <p><u>16</u> 別表第1の3の項、<u>5の項から9の項まで又は11の項</u>に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの</p> | <p><u>13</u> 別表第1の3の項、<u>5の項から7の項まで又は9の項</u>に掲げる事業のうち、下請中小企業承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が下請中小企業承認計画に記載された中小企業者であるもの</p> |
| <p><u>17</u> 別表第1の5の項、<u>7の項</u>、<u>11の項又は12の項</u>に掲げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p> | <p><u>14</u> 別表第1の5の項、<u>6の項</u>、<u>9の項又は10の項</u>に掲げる事業のうち、認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が適当と認めるもの</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。